

# 飯山市の今後のごみ減量施策のあり方について 答申

はじめに

高度経済成長とともに使い捨て消費の風潮が浸透し、大量生産と大量消費・大量廃棄が、経済大国の仲間入りを果たしたわが国では地方まで影響を及ぼし、半世紀が経過しました。この間の目覚ましい経済発展は、経済的豊かさを実現しましたが、一方で様々な公害問題を発生させ、また今日に至っては、多方面の環境破壊から地球温暖化に代表される地球規模の深刻な問題に発展しています。

この地球温暖化等に対処するため、飯山市においては、環境にやさしい循環型社会の構築をめざして、一定のごみの分別と資源化を実現していると思われま

す。しかし、深刻化した今日の環境問題は、このかけがえのない地球に生き続けるために、全世界の人々に共通する重要かつ緊急な課題となっており、飯山市民と共に自治体としての役割と責任を果たしていくことが、より一層求められています。

ここに、諮問に対する答申として、審議会の基本的な考え方と具体的な方針を示しました。今後の具体的施策やその実施にあたっては、本答申を全面的に活用し、ごみ減量を進められるよう答申します。

## I 重点課題

「環境への負担の少ない循環型社会の構築」を推進するため、

- ① 確実なごみ減量の実現
- ② 成果のでる啓発・教育

を重点課題として、市が市民及び事業者と連携して取り組むこととする。

## II 基本方針と目標の設定

重点課題を実現していくために、基本方針を「市民みんなで取り組み、明るい地域づくりの推進」として、次のとおり目標を設定する。

平成18年度実績に対し、平成23年度を目標として、

- ① ごみの発生と排出の抑制 → 可燃・不燃ごみの排出量を18年度実績の20%削減。

② 分別リサイクル率の向上 → 18年度資源化率26%を34%に向上。

③ ごみの不適正処理対策 → 不法投棄・違法焼却を根絶。

上記の目標は、審議会に示された各種データ、また審議会として調査等実施した結果に基づき設定しました。実質3ヵ年という短い期間ではありますが、実現可能な範囲の目標として、全市民がこの目標に向かって努力していくことが必要であるという結論に達しました。

### Ⅲ 具体的施策

一般廃棄物における「家庭系」と「事業系」に分けて、具体的施策を示します。

#### 1 家庭系ごみ

##### (1) ごみ発生抑制の仕組みづくり

市民の自覚的、意識的な減量化の取り組みを推進するための仕組みづくりを進める。

##### ① ごみ減量を指導するリーダー組織の形成

- ・一人ひとりの市民の協力による減量の推進のため、地域の指導者を選出し、ごみ減量・資源化に向けての普及・啓発及び指導を行えるように、市民組織として立ち上げて活動推進する。
- ・消費生活・環境問題について活動している市民グループと行政の連携の中で進めるのが現実的であるので、区長や環境衛生委員の理解と協力のもとに進める。

##### ② その他の仕組みづくり

- ・可燃ごみの減量化を図るうえで、容量が半分程度の袋を早期に作成し、可燃処理の必要な物だけを出す体制を整える。
- ・ゴミ減量に係る様々な手法・方法を実際に試し、その結果等の情報を速やかに提供する仕組みを作り、推進指導に活用する。

##### (2) 資源物回収率向上の仕組みづくり

##### ① ごみ回収方式

- ・定着している集団回収の継続と工夫を図り、休日回収への参加・協力体制を推進する。

## ② 回収場所、回収回数の設定

- ・持込困難者の状況把握と対策を行う。
- ・今後の分別指導の浸透に伴い、回収回数・収集方法の見直し等を行う。

## ③ 分別排出の徹底及び回収品目の拡大

- ・可燃ごみの組成の4割が生ごみであることから、堆肥化・家畜飼料化という生ごみリサイクルの研究を進め、各家庭、地域に応じた生ごみ処理・回収方法等の確立を図る。
- ・古紙資源として、その他の紙の分別回収の徹底を図る。
- ・不燃の金属（アルミ缶とスチール缶及びその他の金属等）、非金属の分別等を推進する。

## ④ その他の仕組みづくり

- ・集落環境衛生委員の研修等による意識向上を進め、集落活動の展開を図る。
- ・委託回収業者の適切な現場対応と、行政との連携の徹底を図り、適正な指導等を行う。
- ・家庭内のごみ入れの工夫・研究（エコアイデアコンクール等の開催）をして情報化を図り、市民のエコへの関心を高める。

## (3) 資源化再利用の仕組みづくり

### ① 再利用、再使用のシステムづくり

- ・生ごみでは堆肥化・飼料化という生ごみリサイクルの研究を進め、先進地の事例で当地にあったものは積極的に導入を図る。それには農業者・農政担当課等と検討し、循環型の地域産業になるように、行政の縦割りを廃し、横の連携を強化して進める。
- ・現行の生ごみ処理機導入等補助については、仕組み等の見直しを行い、各家庭の実情に応じたものを導入し易いようにする。
- ・生ごみのダンボール堆肥化推進等、市民グループが築き上げてきたことを活かし、減量技術を普及する。
- ・回収対象としていない、また体制不十分な品目(割箸・布類)の回収体制、リサイクル等を検討していく。

## (4) 市民啓発・教育の推進

### ① 啓発・教育用資料の整備

- ・現在の「分け方出し方ポスター」「広報飯山」「ホームページ活用」は最低限必要なもので、さらにわかり易いように工夫をしていく。
- ・見たくなる工夫されたごみ減量等のサブテキスト等を作成する。
- ・ごみ減量・資源化等の映像による啓発として、有線テレビ等を十分に活用する。

## ② 小中学生への環境教育

- ・学校教育においては、学習指導要領に基づき環境問題等について様々な学習をしている。地域の重点課題であるごみ減量資源化等を地域環境学習や総合的な学習等への出前講座の講師として、行政だけでなく環境問題等に取り組む市民グループ等が活躍できるよう整備する。
- ・ごみ減量・エコ・3R等の標語やポスターの募集と、地域での有効活用を図り、環境問題への関心を高める。

## ③ 市民意識向上のための機会づくり

- ・集落単位の説明会、さらに集落の女性グループやサークル等の小さい単位でのごみ減量分別資源化講習会を開催する。
- ・ごみ減量エコ市民大会等を、他の市民大会に合わせての開催も検討する。
- ・環境セミナーのような環境学習を毎年実施する。
- ・市民を対象にしたごみ処理過程・施設の視察見学会等を実施する。
- ・各種団体、サークル活動から環境問題に取り組む市民グループ等市民の組織的活動へと、意識の広がりを図るイベント等を開催する。
- ・大型スーパーと、地域商業者（商工会）等の連携による「マイバック運動」の推進や「店舗前 休日資源回収」等を実施する。
- ・大会・イベント等におけるごみ発生の抑制のため工夫と、参加者のごみ持ち帰りのような「イベントごみゼロ運動」を推進する。

## 2 事業系ごみ

### (1) 事業系ごみ減量、回収の仕組みづくり

#### ① 事業者の経済意識に着目した減量施策

- ・新クリーンセンター稼働後のごみ処理原価及び近隣一般ごみ処理場の事業系ごみ処分手数料を参考に、事業系ごみ処分手数料の見直しについて協議を進める。
- ・廃棄物の分別資源化が、事業者にとって経営効率向上につながるという点を認識して取り組めるような、企業啓発活動等の推進を行う。

#### ② 事業者のごみ減量化に対する行政の管理指導

- ・市の条例に基づく事業者への管理指導、および市の一般廃棄物処理方針・計画の説明を徹底する。
- ・各事業所の排出ごみの状況を可能な限り把握し、合わせてごみ排出抑制のための情報提供を行う。また、改善の見られない事業所に対する規制等も検討しながら、指導の徹底を図る。

③ 分別品目の拡大と処理ルートづくり

- ・個々の事業所の廃棄物を把握し、資源となるものの分別指導と適切な処理ルートの情報を提供することによって資源化を推進する。

(2) 事業者啓発・教育用資料の整備と活用

① 啓発・教育用資料の整備

- ・「事業所用ごみ減量資源化ガイドブック」を作成・配布して、減量資源化を指導する。

② 指導の徹底

- ・企業や事業者関係団体等との連携で、事業者側の自主性・主体性を重視した研修会・講習会・業種別説明会などを開催する。

③ 事業者の意識向上策の推進

- ・優良企業の視察研修の実施、および表彰制度を検討する。
- ・ごみ減量に取り組んでいる事業所等の情報を活かし、「事業所ごみ減量だより」のような広報による意識向上の推進を図る。

3 不適正処理の防止

(1) 不法投棄、違法焼却の防止

① 不法投棄、野焼きの防止

- ・不法投棄マップ等を作成し、地域で不法投棄防止の自主的取り組みを促すなど、全地域あげての不法投棄・違法焼却を許さない風土づくりを進める。
- ・不法投棄・違法焼却防止監視パトロールを強化するとともに、輸送・配達などの業態との連携による抑止を図る。

② 処理ルートの確保

- ・粗大ごみの修理再生施設等を検討する。
- ・もったいない運動の推進と合わせ、リサイクル・リユース市のようなイベントを開催する。

③ 情報提供

- ・リユースコーナーの充実を図る。
- ・物を大切にし、賢い消費者になる啓発活動を展開する。

## 4 ごみの発生抑制と市民公平な負担

### (1) ごみ処理コストの認識

#### ① ごみ処理費の情報提供

- ・ごみ処理には多額の税金を投入し焼却し、灰を埋め立てていることを全市民に分かり易く伝え、減量資源化を呼び掛ける。
- ・事業系一般廃棄物については、その処理費用を広く明確にして、事業所には適正な額の原因者負担を求めるよう努める。

#### ② ごみ処理の有料化

- ・減量化目標の達成状況によっては一定程度のごみ処理費について、分別資源化で減量する人と、無分別で減量しない人との不公平をなくすためにも市民の公平な負担の立場から有料化を行う。
- ・有料化にあたっては、適正な負担割合の検討と、その一部をごみ減量にかかる推進費の財源として確保し、有料化後のごみ排出量のリバウンドがないような対策及び更なる減量のために活用する。

## 5 その他

### (1) 施策の推進

- ① 確実なごみ減量の計画
  - ② 成果の出る多面的な実施
  - ③ 実施データの検証と分析
  - ④ 見直しと再計画
- という循環的取り組みが肝要である。

### (2) 廃棄物減量等推進委員会の設置

- ・本日の答申を以って、廃棄物減量等推進審議会は終了するが、飯山市のごみ減量計画がこの答申に沿って十分に事業展開できるように、また地域において、市民が行政と協働して減量推進と事業進捗を図る連携組織として、廃棄物減量等推進委員会の設置を求める。

### (3) 環境全般の活動拠点づくり

- ・廃棄物減量等推進委員をはじめ、ごみ・環境問題等に関心ある市民や活動している市民グループ・企業等が、ごみ減量を中心に環境全般について市民活動していくための拠点づくりを行い、市民自らその拠点を運営・活用し、エコで活気のある地域づくりを進める仕組みを整備する。

以上、項目別に掲げた事項について、飯山市廃棄物減量等推進審議会の総意として、飯山市の廃棄物対策は「市が市民及び事業者と共に取り組む最も重要な責務」として速やかな対応を求め、答申とします。

平成20年10月23日

飯山市廃棄物減量等推進審議会

会 長	小 林 睦 子
職務代理者	小 野 澤 明
委 員	常 田 綾 子
委 員	斉 藤 勝 弘
委 員	窪 田 逸 夫
委 員	村 石 清 美
委 員	清 水 久 美 子
委 員	水 野 晴 光
委 員	小 林 初 子
委 員	清 水 長 雄
委 員	浅 野 け さ 江
委 員	中 澤 の り 子